

貨物概要

片面にプラスチックを塗布したメリヤス編物から作った水泳用帽子

分類

関税率表第 6505.00 号（統計番号 6505.00-910）の編物製の帽子

分類理由

運動用帽子は、第 95 類注 1 の規定により、第 95.06 項の競技用品には分類されません。

片面のみにプラスチックを塗布したメリヤス編物は、第 59 類注 2 の規定により第 59.03 項の紡織用繊維の織物類に該当するものですので、プラスチック製の帽子として、第 65.06 項には分類されず、メリヤス編物製の帽子として上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）